

「協会員の従業員に関する規則」等の一部改正等の概要

平成 22 年 5 月 26 日
日本証券業協会

1. 改正の経緯

協会内に設置した「協会員の役職員に対する処分のあり方に関するワーキング」において、協会員の役職員が関与するインサイダー取引等、金融商品取引業の信用を著しく失墜させる法令等違反行為の抑止を目的として、処分の厳格化の観点から検討を行い、平成 22 年 2 月 17 日付けで報告書を取りまとめ、今般、同報告書の提言を踏まえ、本規則改正等を行った。

2. 改正の目的

採用禁止期間を無期限とする不都合行為者の区分を設ける。

また、不都合行為者の取扱いの決定及び協会員に対する処分について、より慎重な手続を行う仕組みを設ける。

3. 主な改正点

(1) 「一級不都合行為者」区分の新設

採用禁止期間を無期限とする「一級不都合行為者」の区分を新設する（現行の採用禁止期間を 5 年間とするものは「二級不都合行為者」に名称を改める。）。

(2) 慎重な手続

① 弁明の手続

不都合行為者の決定前に、その本人に弁明の機会を与える仕組みとする。

② 議決

一級不都合行為者の取扱いの決定は、議決権の 3 分の 2 以上の多数決に加重する。（外務員等規律委員会）

③ 不服申立て制度

不都合行為者の取扱いを受けた者又は会員権の停止や過怠金の賦課等の処分を受けた協会員が、不服申立てできる仕組みとする。

不服申立てについては、中立性を担保するため、本協会の付属機関として設置される「不服審査会」が審査を行う。

④ 解除申請

不都合行為者の取扱いの解除について、その本人が申請できる仕組みとする。

(3) その他所要の整備

不都合行為者の取扱いを受けた者の協会員における取扱いを規定化する等その他所要の整備を行う。

4. 施行の時期

本件改正等は定款改正（委員会の設置等）を条件として、平成 22 年 7 月 1 日から施行する。

以 上

「反社会的勢力との関係遮断に関する規則」の制定等について

平成 22 年 5 月 18 日

日本証券業協会

I 制定等の趣旨

金融商品取引及び金融商品市場から反社会的勢力を排除するため、証券界においては、「証券保安連絡会」（警察庁・金融庁・証券取引所・本協会で構成）及び全都道府県に設置した「証券警察連絡協議会」において、警察当局との連携等を図っているところである。

また、本協会では、平成 21 年 3 月、「証券保安対策支援センター」を設置し、国家公安委員会から「不当要求情報管理機関」としての登録を受けるなど、様々な施策・活動を行っているところである。

さらに、同センターにおける会員からの反社会的勢力に関する照会対応業務の在り方等について検討を行うため、同年 2 月、自主規制会議及び証券戦略会議の下部機関として、「反社情報の照会等の在り方に関する合同検討部会」を設置するとともに、平成 22 年 2 月、同合同検討部会の下部ワーキング・グループにおいて、「反社会的勢力排除に向けた各証券会社の態勢の整備について（考え方）」を取りまとめたところである。

今般、同ワーキング・グループにおける検討等を踏まえ、反社会的勢力との関係の遮断に関し、必要な事項を定め、会員の健全な業務の遂行の確保並びに反社会的勢力の金融商品取引及び金融商品市場からの排除を図り、資本市場の健全な発展及び投資者の保護に資することを目的として、「反社会的勢力との関係遮断に関する規則」の制定等を行うこととする。

II 制定等の骨子

1 「反社会的勢力との関係遮断に関する規則」の制定について

(1) 本規則制定の目的及び本規則で用いる用語の定義について規定する。

(第 1 条及び第 2 条)

(2) 本規則の通則として、反社会的勢力との間の有価証券の売買その他の取引等の禁止、反社会的勢力への資金提供その他便宜供与の禁止について規定する。

(第 3 条)

(3) 反社会的勢力との関係遮断のための基本方針の策定及び公表義務について規定する。

(第 4 条)

(4) 「新規顧客」から口座開設申込前に「反社会的勢力でない旨の確約」を受ける義務について規定する。

(第 5 条)

(5) 契約書又は取引約款等への「暴力団排除条項」の導入義務について規定する。

(第 6 条)

(6) 「新規顧客」及び「既存顧客」の反社会的勢力の該当性に係る審査義務について規定する。(第7条)

【注1】「引受け」を行う場合における審査義務については、「「有価証券の引受け等に関する規則」に関する細則」第9条及び第10条に規定済み。

(7) 反社会的勢力と判明した顧客に対する契約禁止又は関係解消の義務について規定する。(第8条)

(8) 反社会的勢力に関する情報収集義務について規定する。(第9条)

(9) 社内研修の実施、社内規則の制定、社内検査の実施等、反社会的勢力との関係を遮断するための管理態勢の整備義務について規定する。(第10条、第11条及び第12条)

(10) 反社会的勢力との関係遮断に関する本協会及び警察その他関係機関との連携・協力義務について規定する。(第13条)

2 「定款」及び「定款の施行に関する規則」の一部改正について

定款等で用いる「反社会的勢力」の定義について規定するとともに、所要の改正を行う。(「定款」第28条第1項第12号、「定款の施行に関する規則」第15条)

3 「協会の従業員に関する規則」の一部改正について

会員の従業員の禁止行為として、「顧客が反社会的勢力であることを知りながら、有価証券の売買その他の取引等の契約の締結をすること。」を新たに加える。

(第7条第3項第31号)

III 施行の時期

この制定等は、平成22年7月1日から施行する。ただし、Ⅱ(4)及び(5)のうち「確約が虚偽であると認められたときの解除条項」の導入義務については、平成23年1月1日から施行する。

【注2】この制定等に伴い、「暴力団員及び暴力団関係者との取引の抑制について」(平成3年11月20日理事会決議)及び「証券会社の顧客管理等に関する行為基準」(平成9年8月8日理事会決議)は、1年後を目途に、所要の手続を経た上で廃止する予定

以 上

○ 本件に関するお問い合わせ先

日本証券業協会 自主規制企画部 担当：山本、風間 (TEL 03-3667-8470)

平成 21 年度のあっせん・苦情・相談の処理状況について

平成 22 年 5 月 18 日
日本証券業協会
証券あっせん・相談センター

1. あっせん

※ 本協会は、平成 22 年 2 月 1 日付で、特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（以下「FINMAC」という。）にあっせん業務を委託した。よって、平成 21 年度の処理状況は、平成 21 年 4 月 1 日から、平成 22 年 1 月 31 日までに本協会に受け付けた事案、また、平成 22 年 2 月 1 日より平成 22 年 3 月 31 日までの間で FINMAC において受け付けた日証協協会員に関する事案をとりまとめている。

(1) 概況

- 平成 21 年度におけるあっせんの申立件数は 205 件であった。
同終結件数は 255 件である。
- 終結件数の内訳は和解件数が 127 件、不調打切件数が 119 件、取下げが 9 件であった。
和解率は、約 50%であった。

あっせん状況一覧

		平成 21 年度	平成 20 年度	平成 19 年度	平成 18 年度	平成 17 年度	平成 16 年度
前年度末現在の係属件数		100 件	54	30	42	23	30
新規申立件数		205 件	278	173	126	158	149
		255 件	232	149	138	139	156
終結件数	和解	127 件	(132)	(73)	(69)	(66)	(86)
	不調	119 件	(92)	(67)	(66)	(69)	(66)
	取下	9 件	(8)	(9)	(3)	(4)	(4)
3 月末現在の係属件数		50 件	100	54	30	42	23

- (注) 1. 「あっせん制度」は、平成 10 年 12 月から法制化された。
2. 平成 21 年度のあっせんの開催回数は 525 回（過去最高水準）
（平成 20 年度の開催回数は 512 回、同 19 年度は 320 回）
3. 平成 22 年 1 月 31 日までに本協会に申し立てのあったあっせん事案は、終結まで本協会において処理する。

(2) 分類別申立件数

	勧誘		売買取引		事務処理		その他		計	
件 数	140 件	(198)	52 件	(49)	10 件	(24)	3 件	(7)	205 件	(278)
構成比	68.3%	(71.2)	25.4%	(17.6)	4.9%	(8.6)	1.5%	(2.5)	100.0%	(100.0)

(注 1) カッコの数値は、前年同期の数値である。

(注 2) 【勧誘】とは、説明義務違反、誤認勧誘、適合性違反等を顧客が主張する内容

【売買取引】とは、売買執行ミス、無断売買等を顧客が主張する内容

【事務処理】とは、入出金といった手続き事務等のミス、遅延等を顧客が主張する内容

(3) 商品別申立件数

- ・ 投資信託に関する争いの割合が上昇しており、全体の 54%強を占める。

	株式		投信		先物・OP		債券		その他		計	
件 数	47 件	(72)	111 件	(114)	5 件	(10)	42 件	(62)	0 件	(20)	205 件	(278)
構成比	22.9%	(25.9)	54.1%	(41.0)	2.4%	(3.6)	20.5%	(22.3)	0.0%	(7.2)	100.0%	(100.0)

(注) カッコの数値は、前年同期の数値である。

(4) 業者別申立件数

- ・ 会員と特別会員の割合は、昨年度とほぼ同水準であった。

	会員		特別会員		会員仲介業者		特別会員仲介業		計	
件 数	149 件	(196)	56 件	(81)	0 件	(1)	0 件	(0)	205 件	(278)
構成比	72.7%	(70.5)	27.3%	(29.1)	0.0%	(0.4)	0.0%	(0.0)	100.0%	(100.0)

(注) カッコの数値は、前年同期の数値である。

【参考】

○ 性別等申立件数

	男	女	法人	計
件 数	95 件	107 件	3 件	205 件
構成比	46.5%	51.8%	1.8%	100.0%

○ 地区別件数

	北海道	東北	東京	名古屋	北陸	大阪	中国	四国	九州	計
件 数	2件	4件	89件	19件	5件	49件	10件	5件	22件	205件
構成比	0.98%	1.95%	43.4%	9.3%	2.4%	23.9%	4.9%	2.4%	10.7%	100.0%

2. 苦 情

※ 本協会は、平成 22 年 2 月 1 日付で FINMAC に苦情処理業務を委託した。よって、平成 21 年度の処理状況は、平成 21 年 4 月 1 日から、平成 22 年 1 月 31 日までに本協会にて受け付けたもの、また、平成 22 年 2 月 1 日より平成 22 年 3 月 31 日までの間で FINMAC において受け付けたものをとりまとめている。

(1) 概況

平成 21 年度における苦情の受付件数は 1,037 件で過去最高件数であった。

平成 21 年度	平成 20 年度	平成 19 年度	平成 18 年度
1,037 件	966	773	877

(注)「苦情」とは、個別協会員に係る事案で当該協会員に取り次いだもの。

(2) 分類別件数

	勧誘		売買取引		事務処理		その他		計	
件 数	422 件	(419)	281 件	(263)	193 件	(214)	141 件	(70)	1,037 件	(966)
構成比	40.7%	(43.4)	27.1%	(27.2)	18.6%	(22.2)	13.6%	(7.2)	100.0%	(100.0)

(注) カッコの数値は、前年同期の数値である。

(3) 主な苦情

① 勧誘に関する苦情として

【勧誘時の説明義務に関する苦情】 215 件 (20.7%) : 前年同期 223 件(23.1%)

【適合性に関する苦情】 70 件 (6.8%) : 前年同期 60 件(6.2%)

② 売買取引に関する苦情として

【無断売買に関する苦情】 98 件(9.5%) : 前年同期 79 件(8.2%)

【売買執行ミスに関する苦情】 69 件 (6.7%) : 前年同期 80 件(8.3%)

③ 事務処理に関する苦情として

【口座開設等に関する苦情】 33 件 (3.2%) : 前年同期 34 件(3.5%)

【入出金に関する苦情】 24 件 (2.3%) : 前年同期 35 件(3.6%)

(注) カッコ内の割合は、各年度の苦情総件数に対する割合である。

(4) 商品別件数

	株式		投信		先物・OP		債券		その他		計	
件 数	396 件	(386)	374 件	(337)	20 件	(23)	186 件	(168)	61 件	(52)	1,037 件	(966)
構成比	38.2%	(40.0)	36.1%	(34.9)	1.9%	(2.4)	17.9%	(17.4)	5.9%	(5.4)	100.0%	(100.0)

(注) カッコの数値は、前年同期の数値である。

(5) 業者別申立件数

	会員		特別会員		会員仲介業者		特別会員仲介業		計	
件 数	895 件	(827)	138 件	(138)	4 件	(1)	0 件	(0)	1,037 件	(966)
構成比	86.3%	(85.6)	13.3%	(14.3)	0.4%	(0.1)	0.0%	(0.0)	100.0%	(100.0)

(注) カッコの数値は、前年同期の数値である。

【参考】

○ 性別等件数

	男	女	法人	計
件 数	635 件	392 件	10 件	1,037 件
構成比	61.2%	37.8%	1.0%	100.0%

○ 地区別件数

	北海道	東北	東京	名古屋	北陸	大阪	中国	四国
件 数	37件	30件	533件	144件	16件	141件	37件	35件
構成比	3.6%	2.9%	51.4%	13.9%	1.5%	13.6%	3.6%	3.4%

九州	その他	計
64件	0件	1,037件
6.2%	0.0%	100.0%

○ センターを知った方法

	協会 HP	協会員	金融庁等	消費生活 センター	知人の 紹介	新聞	雑誌	リーフレット
割 合	28.9%	21.5%	16.4%	14.3%	6.8%	4.2%	3.0%	2.1%

電話帳	取引所
2.0%	0.7%

3. 相 談

※ 本協会は、平成 22 年 2 月 1 日付で FINMAC に相談業務を委託した。よって、平成 21 年度の処理状況は、平成 21 年 4 月 1 日から、平成 22 年 1 月 31 日までに本協会にて受け付けたもの、また、平成 22 年 2 月 1 日より平成 22 年 3 月 31 日までの間で FINMAC において受け付けたものをとりまとめている。

(1) 概況

平成 21 年度における相談の受付件数は、7,286 件であった。

平成 21 年度	平成 20 年度	平成 19 年度	平成 18 年度
7,286 件	8,625	6,438	7,451

(注) 相談とは、証券取引制度全般及び個別協会員に係る事案で当該協会員に取り次いだ以外のもので、質問や意見に関する事項をいう。

(2) 分類別件数

	取引制度等		勧誘		売買取引		事務処理		その他		計	
件 数	1,945 件	(3,405)	1,017 件	(1,145)	547 件	(847)	621 件	(991)	3,156 件	(2,237)	7,286 件	(8,625)
構成比	26.7%	(39.5)	14.0%	(13.3)	7.5%	(9.8)	8.5%	(11.5)	43.3%	(25.9)	100.0%	(100.0)

(注) カッコの数値は、前年同期の数値である。

(3) 主な相談

① 取引制度等に関する質問及び意見として

【取引制度に関する相談】 374 件 (5.1%) : 前年同期 454 件(5.3%)

(取引制度一般、比例配分、株式分割、法令・諸規則等に関する質問等)

【センター業務に関する相談】 334 件 (4.6%) : 前年同期 394 件(4.6%)

(センターで取り扱う業務範囲、あっせん制度等に関する質問等)

【証券税制に関する相談】 232 件 (3.2%) : 前年同期 242 件(2.8%)

(証券税制一般に関する質問等)

② 勧誘に関する質問及び意見として

【勧誘時の説明義務に関する相談】 523 件 (7.2%) : 前年同期 609 件(7.1%)

③ 事務処理に関する質問及び意見として

【口座開設等に関する相談】 227 件 (3.1%) : 前年同期 360 件(4.2%)

④ その他に関する質問及び意見として

【未公開株式に関する相談】 1,855 件 (25.5%) : 前年同期 1,080 件(12.6%)

(注) カッコ内の割合は、各年度の相談総件数計に対する割合である。

(4) 商品別件数

	株式		投信		先物・OP		債券		その他		計	
件数	4,286件	(5,283)	1,313件	(1,674)	65件	(71)	817件	(931)	805件	(666)	7,286件	(8,625)
構成比	58.8%	(61.3)	18.0%	(19.4)	0.9%	(0.8)	11.2%	(10.8)	11.0%	(7.7)	100.0%	(100.0)

(注) カッコの数値は、前年度の数値である。

【参考】

○ 性別等件数

	男	女	法人	計
件数	4,173件	2,853件	260件	7,286件
構成比	57.3%	39.2%	3.6%	100.0%

○ 地区別件数

	北海道	東北	東京	名古屋	北陸	大阪	中国	四国
件数	211件	210件	3,176件	702件	120件	1,704件	248件	105件
構成比	2.9%	2.9%	43.6%	9.6%	1.6%	23.4%	3.4%	1.4%

九州	その他	計
367件	443件	7,286件
5.0%	6.1%	100.0%

※ 「その他」は、携帯電話による相談

○ センターを知った方法

	協会HP	消費生活センター	協会員	金融庁等	新聞	リーフレット	電話帳
割合	28.0%	25.9%	11.1%	9.8%	7.4%	5.1%	4.1%

知人の紹介	雑誌	取引所
3.7%	3.5%	1.4%

以 上

「取引所外売買など株券等の取引の制度整備に関するワーキング・グループ」設置要綱

平成 22 年 4 月 26 日

日本証券業協会

1. 設置の趣旨

金融庁においては、平成 21 年 12 月 25 日から平成 22 年 1 月 25 日にかけて意見公募手続（パブリックコメント）に付した上で、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部を改正し、同 3 月 4 日より施行したところであるが、当該改正において、私設取引システム（PTS）における空売りについて「取引所金融商品市場で行えば空売り規制に抵触することとなる空売り等の取引の公正を害する売買等を排除する方法及び態勢」の確立が求められたところである。

他方、最近の市場環境や取引手法の変化のなかで、取引所外売買や株券等貸借取引について、現在の規則では対応できないような状況も想定されるところである。

こうしたことを踏まえ、取引所外売買など株券等の取引に関する検討を行うため、エクイティ委員会の下部機関として、標記ワーキング・グループ（以下、「本WG」という。）を設置する。

2. 検討事項

- (1) PTSを通じた空売りにおける公正確保のあり方について
- (2) 取引所外売買の適用範囲等について
- (3) 株券等貸借取引の適用範囲等について
- (4) その他

3. ワーキング・グループの構成

- (1) 本WGの人数は、10 名程度とする。
- (2) 本WGのメンバーは、会員の実務担当者から選任する。
- (3) 本WGに主査及び副主査を置く。
- (4) 本WGにオブザーバーを置くことができる。
- (5) 必要に応じ、本WGに分科会を置くことができる。

4. ワーキング・グループの運営

本WGは、その検討状況について、適宜エクイティ委員会に報告を行う。

5. 事務の所管

本WGの庶務は、本協会 自主規制本部 自主規制 1 部が担当する。

以 上

取引所外売買など株券等の取引の制度整備に関するワーキング・グループ

平成 22 年 5 月

日本証券業協会

主 査	辛 島 利 泰	(野 村 證 券	グローバル・エクイティ・ストラテジー室) 次 長
委 員	石 川 陽 一	(カブドットコム 証 券	執行役 P T S 推 進 室 長)
〃	伊 藤 彰 洋	(日 興 コーディアル 証 券	売 買 管 理 部 副 部 長)
〃	梶 岡 一 朗	(大和証券キャピタル・マーケット	エ ク イ テ ィ 部 次 長)
〃	河 村 浩 一	(クレディ・スイス 証 券	コ ン プ ラ イ ア ン ス 部) デ ィ レ ク タ ー
〃	菊 池 秀 徳	(みずほインベスターズ 証 券	売 買 管 理 部 長)
〃	雑 賀 基 夫	(松 井 証 券	コンプライアンスグループ) グ ル ー プ リ ー ダ ー
〃	永 澤 教 一	(丸 三 証 券	通 信 販 売 部 部 長)
〃	島 山 優 実	(S B I ホールディングス	C E O ' S オフィス 部 長)
〃	渡 部 哲 也	(ゴールドマン・サックス 証 券	エ ク イ テ ィ 部 門) ヴ ァ イ ス プ レ ジ デ ン ト
オブザーバー	中 島 偉 全	(金 融 庁	監 督 局 証 券 課 課 長 補 佐)
〃	増 田 剛	(東 京 証 券 取 引 所	株式部株式総務・信用取引グループ) 統 括 リ ー ダ ー

以 上 12 名

(敬称略 五十音順)

「証券業界の環境問題に関する行動計画」に係る今後の取組みについて

平成 22 年 5 月 18 日

日 本 証 券 業 協 会

1. 現在の取組状況等について

(1) 証券業界の環境自主行動計画の策定等について

平成 17 年（2005 年）に発効した「気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書」（以下「京都議定書」という。）に定められている温室効果ガスの削減に係る国際的約束（注）を達成するため、政府においては、「京都議定書目標達成計画」を策定し、様々な施策を実施する一方、産業界（各業界団体）においても、同計画に基づき、オフィス・店舗等の省 CO₂ 化の取組みの一環として、地球温暖化防止のための数値目標を設定した「環境自主行動計画」を策定し、これを着実に実施することが求められている。

（注） 京都議定書において、我が国については、温室効果ガスの総排出量を 2008 年（平成 20 年）から 2012 年（平成 24 年）の第一約束期間に基準年（1990 年／平成 2 年）から 6 %削減することが法的拘束力のある約束として定められている。

本協会においても、「京都議定書目標達成計画」に基づき、証券業界における環境問題への取組みを推進するため、平成 20 年 2 月、環境自主行動計画として、「証券業界の環境問題に関する行動計画」及び「証券業界の環境問題に関する行動計画に規定する数値目標の設定について」を策定し、同年 4 月から実施しているところである。

(2) 環境問題を取り巻く環境の変化等について

地球温暖化対策を含む環境問題を取り巻く環境については、政府や産業界における施策の推進に加え、国民においても、環境問題への関心が高まりを見せるなか、ここ数年で大きく変化しつつある。

昨年発足した新政権においては、より一層積極的に地球温暖化対策に取り組むという方針に基づき、京都議定書の削減目標の設定期間を超えた、温室効果ガスの排出量の削減に関する中長期的な目標を設定し、施策を実施していくことを打ち出している。当該中長期的な目標を達成するための骨格となる法令として、本年 3 月、当該中長期的な目標や基本的な施策等を定める「地球温暖化対策基本法案」の閣議決定・国会提出が行われたところである。

また、本年 4 月には、改正「エネルギーの使用の合理化に関する法律」（以下「改正省エネ法」という。）が施行され、エネルギー使用量の把握・管理について、それまでの「工場・事業場」ごとの実施から、「事業者全体」（本社・本店、支店、営業所などの国内全事業所）での実施に変更されるなど、すべての事業者について、エネルギーの使用の合理化に向けて、「事業者全体」でのエネルギー使用量の把握やエネルギーの使用に関する管理体制の整備などが求められることとされた。

(3) 証券業界における環境自主行動計画の進捗状況等について

証券業界においては、環境自主行動計画の進捗状況を検証するため、証券業界における電力使用量等に関する調査を定期的に行っているところであるが、直近（平成20年度／2008年度）の状況としては、基準年度比で見た場合、約半数の会員において電力使用量が増加したことなどにより、証券業界全体では、いずれの基準においても、「1㎡当たりの電力使用量」は減少しているものの、総「電力使用量」が増加している結果となっており、環境自主行動計画に定める目標達成に向けて、より一層の努力を行う必要があると考えられる。

また、本年4月に施行された改正省エネ法についても、エネルギー使用量が大幅に増加している業務部門や家庭部門におけるエネルギーの使用の合理化をより一層推進することを目的として実施されていることを踏まえると、証券業界としても、事業者全体でのエネルギー使用量の把握・管理を推進していく必要があると考えられる。

なお、他の金融業界においては、近年、エネルギー使用量を減少させているところである。

2. 今後の取組み等について

(1) 今後の取組みについて

上記1.の状況を踏まえ、今後、証券業界における電力使用量の削減その他の環境問題への取組みの推進を強化・徹底する観点から、次に掲げる対応を実施することとする。

① 「本社・本店」ベースの電力使用量等の詳細把握

電力使用量等に関する定期調査においては、現在、「本社・本店」ベースの電力使用量等の数値情報の把握を主に行っているところ、本年の定期調査からは、当該数値情報の把握に加え、新たに、電力使用量が増加している会員においては、電力使用量の増加理由の分析や、削減に向けた具体的な対応策についての検討を行い、その内容を本協会に報告するとともに、本協会においては、その改善状況の検証を行うこととする。

② 「事業者全体」でのエネルギー使用量及び電力使用量の調査・把握

改正省エネ法への対応の一環として、「本社・本店」ベースの電力使用量等に関する定期調査に併せて、本年の定期調査からは、新たに、「事業者全体」でのエネルギー使用量及び電力使用量についても調査を実施することとする。

③ 電力使用量等の調査等に関する担当責任者等の設置

会員各社においても電力使用量の削減に向けた取組みの重要性について、より一層の理解を深めていただくとともに、当該取組みを推進するための体制整備の一環として、新たに、電力使用量等の調査等に関する担当責任者及び事務担当者を設置し、本協会への届出を行うこととする。

④ 会員の取組事例の紹介や一斉点検の実施など、その他の諸施策の実施

(2) 現行の環境自主行動計画の取扱いについて

現行の環境自主行動計画については、目標年度を 2012 年度（平成 24 年度）としていることや、今後、地球温暖化対策に関する国内外における対応の進展に併せて見直しを行う必要性が生じることも考えられることから、それまでの間は、現在の内容を存置することとする。

以 上

証券業界の環境問題に関する行動計画

平成 20 年 2 月 19 日

日 本 証 券 業 協 会

1. 環境問題に対する認識

本協会及び会員証券会社（以下、「証券業界」という。）は、金融資本市場の担い手として、環境問題の経済社会に及ぼす影響を認識するとともに、より良い社会環境の実現を目指し、次世代に安心できる持続可能な社会を実現することが社会的責任であるとの認識のもとに、企業活動のあらゆる面で地球環境の保護に努める。

2. 具体的な行動計画

（1）証券業を通じた取り組みについて

証券業の特性を生かし、環境への対応に優れた企業に対する投資を促進する金融商品の開発及び提供に努め、投資家及び社会全体の環境問題に対する取り組みのすそ野拡大及び意識の高揚に寄与する。

（2）地球温暖化対策について

業務上、紙や電力を中心に資源を消費する業界であることから、CO₂の排出削減に寄与するため、書類の電子化を図るなどペーパーレス化の促進、節電や省電力機器の導入などを行い、その使用量を削減し、省資源・省エネルギー対策の推進に努める。

（3）循環型経済社会の構築について

循環型経済社会の構築のため、紙資源については、環境への負荷を軽減して生産された紙の利用を促進するとともに、廃棄物についても、分別回収の徹底を図るなど環境負荷の軽減、資源の再利用に努める。

（4）社内教育及び啓発活動について

環境問題に対する役職員の認識の向上を図るため、社内教育に取り組む。また、環境問題に関する講演会等を開催するなど、投資家をはじめ社会全体に向けて、環境への取り組みに関する情報を発信する。

（5）環境保護活動について

地域社会及び他団体等が実施する環境保護に向けた社会貢献活動への参加に努めるとともに、組織的な支援に努める。

（6）環境関連法規等の遵守について

環境問題に関して、国及び地方自治体の定める関連法規・ルール及びその他の事項を遵守する。

（7）数値目標について

数値目標を設定し、CO₂排出量の削減に寄与するよう積極的な推進を図る。

（8）行動計画の検証について

証券業界は上記行動計画の取り組みの実情を検証するため、定期調査及び適宜必要な調査を行いその推進に努める。

以 上

証券業界の環境問題に関する行動計画に 規定する数値目標の設定について

平成 20 年 2 月 19 日

日 本 証 券 業 協 会

日本証券業協会では、証券業界としての環境問題への取り組みの一環として、地球温暖化防止を目的としたCO₂排出量削減のために、電力使用量について、以下のとおり数値目標を設定する。

【数値目標】

- ① 新たに取り組む会員証券会社については、2006 年度の本社・本店（本社機能を有する施設を含む「以下同じ」）における使用量を基準に 2008 年度から 2012 年度までに 6 % の削減を目指す。
- ② これまでに取り組んでいる会員証券会社については、2002 年度の本社・本店における使用量を基準に 2003 年度から 2012 年度までに 12 % の削減を目指す。

（注） 会員証券会社の経営規模の拡大又は縮小等により、会員証券各社における本社・本店の使用床面積の増減があつた場合においても、床面積当たりの電力使用量が、上記①及び②に掲げた削減目標を達成するよう留意する。

以 上

証券業界における電力使用量等の推移等について

1. 新たに取り組む会員証券会社（基準年度：2006年度）

※ 2006年度の本社・本店（本社機能を有する施設を含む。）における使用量を基準に2008年度から2012年度までに6%の削減を目指す。

(小数点第2位四捨五入)

	2008年度 (平成20年度)	基準年度（2006年度）比		2007年度 (平成19年度)	基準年度（2006年度）比		2006年度 (平成18年度)
		増減値	増減比率		増減値	増減比率	
会員数（社）	295	29	10.9%	291	25	9.4%	266
電力使用量（Kwh）	200,718,726	22,199,491	12.4%	185,384,897	6,865,662	3.8%	178,519,235
総床面積（㎡）	653,436	105,929	19.3%	623,733	76,226	13.9%	547,507
1㎡当たりの電力使用量（Kwh）	307.2	▲ 18.9	▲5.8%	297.2	▲ 28.8	▲8.8%	326.1

2. これまでに取り組んでいる会員証券会社（基準年度：2002年度）

※ 2002年度の本社・本店（本社機能を有する施設を含む。）における使用量を基準に2003年度から2012年度までに12%の削減を目指す。

(小数点第2位四捨五入)

	2008年度 (平成20年度)	基準年度（2002年度）比		2007年度 (平成19年度)	基準年度（2002年度）比		2006年度 (平成18年度)	2002年度 (平成14年度)
		増減値	増減比率		増減値	増減比率		
会員数（社）	15	▲ 1	▲6.3%	16	0	0.0%	16	16
電力使用量（Kwh）	98,994,490	9,498,979	10.6%	100,662,218	11,166,707	12.5%	91,251,376	89,495,511
総床面積（㎡）	264,805	39,326	17.4%	279,763	54,283	24.1%	253,644	225,480
1㎡当たりの電力使用量（Kwh）	373.8	▲ 23.1	▲5.8%	359.8	▲ 37.1	▲9.3%	359.8	396.9

【参 考】全会員の対前年度比

(小数点第2位四捨五入)

	2008年度 (平成20年度)	前年度（2007年度）比		2007年度 (平成19年度)	前年度（2006年度）比		2006年度 (平成18年度)
		増減値	増減比率		増減値	増減比率	
会員数（社）	310	3	1.0%	307	25	8.9%	282
電力使用量（Kwh）	299,713,216	13,666,101	4.8%	286,047,115	16,276,504	6.0%	269,770,611
総床面積（㎡）	918,242	14,746	1.6%	903,496	102,345	12.8%	801,151
1㎡当たりの電力使用量（Kwh）	326.4	9.8	3.1%	316.6	▲ 20.1	▲6.0%	336.7

(注) 小数点第2位を四捨五入しているため、数値が一致しない場合がある。

以 上

第23回国際証券業協会会議（ICSA）^(注) 年次総会の模様について

平成22年5月18日

日本証券業協会

1. 開催期間 平成22年5月10日（月）～12日（水）
2. 開催場所 トルコ イスタンブール セイラン・インターナショナル・ホテル
3. 参加団体 別添1のとおり
4. 会議の概要（各セッションの概要は別添2参照）

今回の総会における最大の関心は、金融危機後の証券市場規制の動向であったが、欧州におけるギリシャの債務問題とユーロの信認の維持、米国における金融規制改革法案とSECによる大手証券会社訴追の動向、超高速取引の拡大についても関心が寄せられ、いくつかのセッションで取り上げられた。総会における議論のポイントは以下のとおり。

1) 金融危機後の規制の見直し

IOSCOをはじめ各国・地域が取り組んでいる証券市場規制の見直しの検討課題について情報・意見交換が行われた。

- ① IOSCOからは、金融危機後のIOSCOの取組み、業務戦略及び「証券規制の目的と原則」の見直し、証券化、OTCデリバティブ、格付け機関、ヘッジ・ファンド等に関する国際的なスタンダード策定に向けた作業について説明があり、IOSCOの基本スタンスとして、金融取引の進歩がもたらした多大な便益を活用するためには、リスクを回避（avoid）するのではなく管理（manage）することが重要であるとの考え方が示された。
- ② 欧州からも、欧州における証券規制関連の組織改編のほか、OTCデリバティブに関する規制（透明性の向上、当局への報告のあり方）システミック・リスクへの対応、空売り規制、格付け機関への規制強化、ダークプールや超高速取引に関する透明性の向上等現在の検討課題について、欧州における検討状況が報告された。
- ③ 米国・カナダ・オーストラリアからは、取引所以外の様々な取引プラットフォームが設けられ（カナダでは2009年1月時点では取引所（トロント及びモントリオール）における取引比率が92～93%であったが、現在では70%以下に低下し、30%超の取

^(注) 国際証券業協会会議（ICSA：International Council of Securities Associations）

・国際証券市場における取引慣行及び規則の調和を図り、メンバー間の情報交換及び理解を促進し、国際証券市場の健全な発展に寄与することを目的に、1988年、本協会の提唱により設立された。以降、年次総会は、メンバーの持ち回りで開催されており、現在のメンバーは14ヶ国（地域）16団体である。

引がA T Sで行われている。豪でもA T Sが拡大しつつある。)、また、取引が高速化している(米国では取引の70%、カナダでは20~30%が高速取引)ことから、新たな視点での規制の検討が求められていることが報告された。また、投資家の市場への信頼を回復させるため、適合性原則の適用強化、投資家への警告システムの強化(F I N R AではWhistle Blower Officeの機能を拡充)、投資家からの苦情処理システムの拡充等が進んでいること、また、F I N R Aは、N Y S E / E u r o n e x tから市場サーベイランスの機能の移管を受け今後モニターを実施していくこと等が報告された。さらに、F I N R Aからは、市場の透明性向上のため、業界の反対はあったが、T R A C Eシステムを拡充し、公社債のみならずA B Sも報告対象に含めることとなった旨報告があった。

- ④また、バーゼル委が昨年末公表した市中協議案で提案された新たな自己資本規制及びレバレッジ比率規制は、金融機関の融資を減退させ、あるいは本来融資して然るべき相手先への貸付を回避するなど、融資行動を歪曲させてしまう危険があること、また、流動性規制により、短期与信／長期調達の方角へ過度にインセンティブが働き、金融市場の円滑なオペレーションを妨げる恐れがあること等が指摘され、バーゼル委によるプルデンシャル規制の直接の対象ではない証券業界としても動向をウォッチしていく必要が指摘された。
- ⑤さらに、金融危機再発の予防策についても議論が及んだが、いずれの参加者も、危機を予見もしくは危機の兆候を特定することは困難であり、また、ギリシャ問題に見られるとおり、先進国・新興国を問わず、国の債務の支払い能力の破綻が将来の危機の要因となる懸念が高まっており、当局による市場のモニタリングを強化しながら、健全なリスク・流動性管理を行う以外ないとの見解であった。

2) トルコの経済・資本市場について

開催地トルコの政府からは、副首相、財務大臣らがスピーカーとして参加し、トルコの経済・資本市場の将来性について熱のこもったスピーチを行った。大臣らのスピーチでは、トルコは欧州とアジアの接点であり、かつ、アフリカにも近く、三つの大陸が出会う場所に位置する地政学的な有意性を生かし、政治・外交・貿易において重要な役割を果たしていること、民主的な政治制度の確立・法の統治・人権保護といったE U加盟のための政治的な基準は既に満たしていること、2000年代初頭に経済は一時危機的な状況に陥ったが、その後回復し名目G D Pは3倍に増加、対外債務／G D P比率は半減するなど経済状況も改善していること、さらに、イスタンブールを地域の金融ハブに発展させる政策を進めていることなどが説明・紹介された。

5. 次回総会

次回年次総会は、欧州金融市場協会(A F M E)が主催し、ロンドンで開催する予定であることがアナウンスされた。

以 上

(別添1)

国際証券業協会会議（ICS A）の参加団体

1. メンバー

国（地域）	団 体 名
日本	日本証券業協会（J S D A）
米国	証券業金融市場協会（S I F M A）（今回は欠席）
カナダ	カナダ投資業規制機構（I I R O C）
	カナダ投資業協会（I I A C）
欧州	国際資本市場協会（I C M A）
	欧州金融市場協会（A F M E）
フランス	フランス投資会社協会（A M A F I）
ドイツ	ドイツ証券取引所参加者協会（B W F）
イタリア	イタリア金融仲介業者協会（A S S O S I M）
スウェーデン	スウェーデン証券業協会（S S D A）
デンマーク	デンマーク証券業協会（D S D A）
ブルガリア	ブルガリア認可投資仲介業協会（B A L I I）
韓国	韓国金融投資協会（K O F I A）
台湾	中国台湾証券商業同業公会（C T S A）
豪州	豪州金融市場協会（A F M A）
トルコ	トルコ資本市場仲介業協会（T S P K A B）

2. オブザーバー

国名	機関名
米国	金融取引業規制機構（F I N R A）
メキシコ	メキシコ証券業協会（A M I B）
ブラジル	ブラジル金融資本市場協会（A M B I M A）
中国	中国証券業協会（S A C）
インド	インド証券取引所参加者協会（A N M I）

第23回 ICSA 年次総会各セッションの概要

5月10日(月)

(午後)

メンバー会合

金融危機後の国際的な規制の枠組みを協議している IOSCO、G20、FSB 等に対し、証券業界として関心を有する課題についてより迅速かつ機動的に見解が提供できるよう、ICSA の standing committee の構成を見直すことが合意された。また、新規メンバーとして、ブルガリアの協会が加盟したほか、中国、インド、ブラジル、ロシアの協会への参加勧誘を続けていることが報告された。併せて、2011 年度 (2010.4~2011.3) の予算及び諮問委員会のメンバー構成についても合意された。

5月11日(火) (一般公開セッション)

(午前)

国際的な証券規制の今後の展望

Greg Tanzer IOSCO 事務局長が、金融危機後の IOSCO の取組み、業務戦略及び「証券規制の目的と原則」の見直し、証券化、OTC デリバティブ、格付け機関、ヘッジ・ファンド等に関する国際的なスタンダード策定に向けた作業について説明した。この中で、Tanzer 事務局長は、金融取引の進歩がもたらした多大な便益を活用するためには、リスクを回避 (avoid) するのではなく管理 (manage) することが重要であることを強調した。

トルコの資本市場の改革

Vedat Akgiray トルコ資本市場委員会 (規制当局) 議長が、金融危機の影響を受けながらも急速に発展しているトルコの資本市場における規制改革の動向を紹介した。

欧州における今後の証券規制

Carlo Comporti 欧州証券規制委員会 (CESR) 事務局長が、欧州における証券規制関連の組織改編のほか、OTC デリバティブに関する規制 (透明性の向上、当局への報告のあり方) システミック・リスクへの対応、空売り規制、格付け機関への規制強化、ダークプールや超高速取引に関する透明性の向上等現在の検討課題について、欧州における検討状況を説明した。

アジアにおける今後の証券規制

Kun Ho Hwang 韓国金融投資協会 (KOFIA) 会長が韓国を中心にアジアにおける金融市場改革の動向を紹介した。続いて、ゲストスピーカーとして招へいされた吉國眞一みずほ証券顧問 (本協会国際関係諮問委員会議長) が、現在進展している国際的な規制改革についてアジアの視点からの見解を述べた。

(午後)

地域金融センターとしてのトルコ

Ali Babacan トルコ国家大臣兼副首相が、トルコは欧州とアジアの接点であり、かつ、アフリカにも近く、三つの大陸が出会う場所に位置する地政学的な有意性を生かし、政治・外交・貿易において重要な役割を果たしていること、民主的な政治制度の確立・法の統治・人権保護といったEU加盟のための政治的な基準は満たしていることを紹介し、2000年代初頭に経済は一時危機的な状況に陥ったが、その後回復し名目GDPは3倍に増加、対外債務/GDP比率は半減するなど経済状況も改善していることを背景に、イスタンブールを東欧・中東・アフリカ北部をカバーする金融ハブに発展させる政策について説明した。

国際的な規制のコンバージェンスとマクロ金融デジタル規制

Michel Prada 国際評価基準協議会 (IVSC) 議長 (前仏金融庁長官) が、金融危機の反省を踏まえ、欧州で進んでいる金融市場の規制と監督の枠組み、会計基準の見直しを紹介し、本来規制の中身と監督の双方のコンバージェンスを図る必要があるが、現実には容易には進展しないこと、急速に金融規制改革を進めようとしている米国との間で改革の進展にずれが生じていることを指摘した。また、Mehmet Yorukoglu トルコ中銀副総裁は、トルコ国内で最近数年間でクレジット・カードの与信が急速に拡大している状況を指摘し、システムック・リスク防止のための中央銀行としての政策を説明した。

取引所の将来

Thomas Krantz 国際取引所連合 (WFE) 事務局長及び Huseyin Erkan イスタンブール証券取引所会長がリードスピーカーとなり、IT技術の発達により取引所の物理的な役割が失われ、代替システムを通じた取引、デジタル・トレーディング、超高速取引が拡大する中で、取引の透明性向上、カウンターパーティ・リスクの軽減において取引所が果たすべき役割を議論した。

パネル：金融サービス業の将来

(パネリスト)

- ・ Ersin Ozince トルコ銀行協会会長
- ・ Conrad Voldstad 国際スワップ・デリバティブ協会 (ISDA) CEO
- ・ Todd Groome オルタナティブ投資マネジメント協会 (AIMA) 会長
- ・ Peter de Proft 国際投資ファンド協会 (IIFA) 会長

米国の金融規制改革が銀行の投資業務、デリバティブ取引を大幅に制限する方向に進む中で、欧州はユニバーサル・バンクの仕組みを維持しようとしており、規制の調和が困難になりつつある。この状況下で金融サービスを提供する機関はどのように変化していくのか、今後の金融市場においてデリバティブ取引が果たす機能、さらにヘッジファンドの動向と今後の成長性等が議論された。

夕食会ゲストスピーチ：Mehmet Simsek トルコ財務大臣

近隣国・地域との関係を維持・強化しながら、自動車産業等で外資を積極的に導入し着実な発展を遂げているトルコ経済の状況、トルコ政府の財政政策、金融市場育成策について説明があった。

(午前)

パネル：金融危機再発の防止：残された課題

(パネリスト)

- ・ Rene Karsenti ICSA 議長 (ICMA 代表理事)
- ・ Michel Prada 国際評価基準協議会 (IVSC) 議長 (前仏金融庁長官)
- ・ Todd Groome オルタナティブ投資マネジメント協会 (AIMA) 会長
- ・ Sung-Uk Yang 韓国金融投資協会 (KOFIA) 調査国際部長
- ・ Mark Austin 欧州金融市場協会 (AFME) 暫定 CEO

金融危機の再発を防止するため、バーゼル委の自己資本規制の強化、OTC デリバティブの規制強化が検討されている一方、透明性の強化が流動性を低下させてしまうとの議論が再び起きていること、今回の金融危機でも当局は危機の発生を予見できず、かつ、危機の兆候を見誤ったが、現在も世界的なインバランスは拡大している一方、当局のモニタリングは不完全であり、今後においても危機を予見し警告することは極めて困難であることが指摘された。また、予期できない問題を特定することにエネルギーを使うよりも、健全なリスク・流動性管理を行うとともに、今回の金融危機を増幅させる要因となった規制の国際協調に応じない地域 (non-cooperative jurisdictions) への対応強化が急務であること、時価会計を常に遵守することが適切かどうか再検討を要すること、さらにギリシャ等に見られるように国レベルの財政収支のインバランスと債務返済能力の不足が新たな危機の要因として要注意であることが指摘された。

複雑な金融商品に対する規制

Edouard Vieillefond 仏金融庁 (AMF) 副事務局長が、この 10 年間で急速に発達した証券化商品やデリバティブ等複雑な金融商品は、流動性・信用・通貨・金利等のリスクや与信期間の移転を行う上で大きな経済効果を有する反面、ずさんな引受け基準、複雑すぎる商品内容、透明性の不足、格付けへの過度の依存、投資者適合性への不十分な配慮、投資者側の注意不足等により、金融危機の要因となってしまったこと、今後内在するリスクと商品の便益を勘案し、規制の副作用にも配慮しながら、国際的に調和の取れた形で規制を拡充していく必要があることを指摘した。

報酬の見直し：その効果とインパクト

Susan Wolburgh Jenah カナダ投資業規制機構 (IIROC) CEO 及び Ian Russel カナダ投資業協会 (IIAC) CEO が、金融機関における役員報酬の問題につき、Financial Stability Forum が提言した原則のとおり、リスクテイクに過度なインセンティブを与えず、中長期的な業績に見合った報酬体系を構築する必要があること、一方で、各国毎に報酬の慣行は大きく異なるため、業界が主導して best practice を提唱していくことが望ましいとの指摘を行った。

パネル：新バーゼル規制の評価：市場参加者の見解

(パネリスト)

- ・ Pierre de Lauzun 仏金融市場協会 (AMAFI) 代表理事
- ・ David Lynch 豪州金融市場協会 (AFMA) 政策市場本部長

・ David Hiscock 欧州資本市場協会 (ICMA) 上級審議役

バーゼル委が昨年末提案し市中協議にかけた自己資本規制等の改訂案では、レバレッジ比率規制を導入するほか、与信先の評価を細かく見直すことを求めており、これらが金融機関の融資を減退させ、あるいは本来融資して然るべき相手先への貸付を回避するなど、融資行動を歪曲させてしまう危険があること、また、流動性規制により、短期与信／長期調達の方角へ過度にインセンティブが働き、金融市場の円滑なオペレーションを妨げる恐れがあること等が指摘され、バーゼル委によるプルデンシャル規制の直接の対象ではない証券業界としても動向をウォッチしていく必要が指摘された。

(午後)

規制の枠組みに関する今後の展望

Rene Karsenti ICSA 議長 (ICMA 代表理事) 及び本協会大久保専務理事がリードスピーカーとなり、金融危機後様々な対策が進められている状況の中で、金融の安定化も視野に入れた規制の枠組みの見直し、危機を予防するための規制と危機が起きた後の救済措置の整備とのバランス、国際的な規制のあり方 (現地当局と母国当局の責任分担等)、機関投資家等ソフィスティケートされた投資家と一般の投資家の区別、報酬体系におけるインセンティブのあり方、(特に市場が通常でない状況に陥った際の) リスク管理のあり方、次の金融危機の考え得る主因等について議論が行われた。

金融サービス業への信頼の回復

(パネリスト)

- ・ Susan Wolburgh Jenah カナダ投資業規制機構 (IIROC) CEO
- ・ Daniel M. Sibears 米国金融取引業規制機構 (FINRA) 上級副総裁
- ・ David Love 豪州金融市場協会 (AFMA) 政策国際部長
- ・ Sok Hun Kang 韓国金融投資協会 (KOFIA) 国際部長

現在国際的に、また各国において進展している規制の見直しでは、プルデンシャル規制と市場における行為規制のバランスを取ることが重要であること、また、米国・カナダ・オーストラリアでは、取引所以外の様々な取引プラットフォームが設けられ (カナダでは 2009 年 1 月時点では取引所 (TSX 及び TMX) における取引比率が 92~93%であったが、現在では 70%以下に低下し、30%超の取引が ATS で行われている。豪でも ATS が拡大している。)、また、取引が高速化している (米国では取引の 70%、カナダでは 20~30%が高速取引) ことから、新たな視点での規制の検討が求められていることが指摘された。また、投資家の市場への信頼を回復させるため、適合性原則の適用強化、投資家への警告システムの強化 (FINRA では Whistle Blower Office の機能を拡充)、投資家からの苦情処理システムの拡充等が進んでいること、FINRA は NYSE/Euronext から市場サーベイランスの機能の移管を受け今後モニターを実施していくこと等が報告された。また、FINRA からは、市場の透明性向上のため、業界の反対はあったが、TRACE システムを拡充し、公社債のみならず ABS も報告対象に含めることとなった旨報告があった。

メンバー会合

次回年次会合は、欧州金融市場協会 (AFME) の主催によりロンドンで開催される予定であること、

6月のモントリオールでのIOSCO年次総会の際、専門委のstanding committeeの議長らとICSAの代表との会合を行うようIOSCO側に要請していることが告知されるとともに、メンバー間の意見・情報交換をより促進するため、ウェブサイトの機能改善を検討していくことが合意された。

(以 上)

会長一任事項の報告 (22. 3. 17～22. 5. 25)

平成 22 年 5 月 26 日
日本証券業協会

1. 金融商品取引業者の加入【4社】

《平 22. 3. 31 承認》

- ・三菱UFJ証券分割準備株式会社 (加入日：平 22. 4. 1)

《平 22. 4. 15 承認》

- ・西日本シティTT証券株式会社 (加入日：平 22. 4. 16)

《平 22. 4. 30 承認》

- ・オリックス・ホールセール証券株式会社 (加入日：平 22. 5. 1)
- ・サムスン証券株式会社 (加入日：平 22. 5. 1)

2. 金融商品取引業者の脱退【3社】

《平 22. 3. 30 承認》

- ・タイコム証券株式会社 (脱退日：平 22. 3. 30)

《平 22. 3. 31 承認》

- ・ニュースミス・キャピタル投資顧問株式会社 (脱退日：平 22. 3. 31)
- ・三菱UFJ証券株式会社 (脱退日：平 22. 4. 1)

以 上

新役員等候補者の推薦について

1. 会員選挙により選出される会員理事・会員監事・会員委員（選挙期日：6月11日）

会員理事・証券戦略会議議長 (副会長)	古賀信行	(野村証券)	取締役兼執行役会長 (代表執行役)
会員理事・総務委員会委員長 (副会長)	鈴木茂晴	(大和証券)	代表取締役社長
会員理事	山口茂	(山和証券)	代表取締役会長
会員監事	岡田亨	(ひろぎんウツミ屋証券)	代表取締役副社長
〃	菊池廣之	(極東証券)	代表取締役社長
自主規制会議 会員委員	石井登	(立花証券)	代表取締役社長
〃	田中浩	(野村証券)	代表執行役 専務
〃	西村永良	(西村証券)	代表取締役社長
〃	森口隆宏	(J P モルガン証券)	代表取締役会長
証券戦略会議 会員委員	大森進	(U B S 証券)	日本における代表者/社長
〃	岡宮照行	(長野証券)	代表取締役会長
〃	沖津嘉昭	(岩井証券)	代表取締役社長
〃	加藤哲夫	(岡三証券)	代表取締役会長
〃	郭宝樹	(クレディ・スイス証券)	代表取締役社長
〃	草間高志	(みずほ証券)	代表取締役会長
〃	後藤毅	(荘内証券)	代表取締役社長
〃	平本公秀	(丸三証券)	代表取締役社長
〃	松井道夫	(松井証券)	代表取締役社長
〃	吉留真	(大和証券キャピタル・マーケット)	代表取締役社長
〃	渡邊英二	(日興コーディアル証券)	代表取締役社長

2. 特別会員選挙により選出される特別会員理事・特別会員委員（選挙期日：6月11日）

特別会員理事	奥正之	(三井住友銀行)	頭取兼最高執行役員
自主規制会議 特別会員委員	佐谷戸淳一	(住友信託銀行)	取締役兼常務執行役員
〃	高橋精一郎	(三井住友銀行)	常務執行役員

3. 総会決議により選出される公益理事・公益委員（総会開催日：6月14日）

公益理事・自主規制会議議長	神 田 秀 樹	（ 東京大学大学院法学政治学研究科 教 授 ）
公益理事	日 野 正 晴	（ 弁 護 士 ）
〃	福 井 俊 彦	（ キヤノングローバル戦略研究所 理 事 長 ）
自主規制会議 公益委員	江 川 雅 子	（ 東 京 大 学 理 事 ）
〃	川 上 徹 也	（ パ ナ ソ ニ ッ ク 経 理 大 学 学 長 ）
〃	川 村 雄 介	（ 大 和 総 研 専 務 理 事 ）
〃	築 館 勝 利	（ 東 京 電 力 常 任 監 査 役 監 査 役 会 会 長 ）

4. 総会決議により選出される会長・常任理事・常任監事（総会開催日：6月14日）

常任理事・会長	前 哲 夫
常任理事	増 井 喜 一 郎
〃	大 久 保 良 夫
常任監事	吉 岡 一 憲

5. 候補者を推薦し、理事会で選任される会員委員・特別会員委員（理事会開催日：7月1日）

総務委員会 会員委員	石 川 尚 志	（ 大 成 証 券 代 表 取 締 役 社 長 ）
〃	石 田 建 昭	（ 東 海 東 京 証 券 代 表 取 締 役 会 長 ）
〃	金 成 憲 道	（ ド イ ツ 証 券 取 締 役 会 長 ）
〃	小 林 正 浩	（ 明 和 証 券 代 表 取 締 役 社 長 ）
〃	竹 内 和 男	（ 三 菱 U F J モ ル ガ ン ・ ス タ ン レ ー 証 券 専 務 取 締 役 ）
〃	知 念 等	（ 日 興 コ ー デ ィ ア ル 証 券 取 締 役 ）
〃	永 井 智 亮	（ 野 村 証 券 常 務 ）
〃	中 山 恒 博	（ メ リ ル リ ン チ 日 本 証 券 代 表 取 締 役 会 長 兼 社 長 ）
〃	二 浪 賢 二	（ 二 浪 証 券 代 表 取 締 役 ）
総務委員会 特別会員委員	久 保 哲 也	（ 三 井 住 友 銀 行 取 締 役 専 務 執 行 役 員 ）
〃	森 英 雄	（ 商 工 組 合 中 央 金 庫 取 締 役 常 務 執 行 役 員 ）

（注）役職は平成22年5月26日現在

（敬称略）